

高等専門学校機関別認証評価実施大綱新旧対照表

頁	新	旧	改訂の理由
i	<p>はじめに</p> <p>(2段落目) 国・公・私立大学（短期大学を含む。）及び高等専門学校は、その教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況に関し、7年以内ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関（認証評価機関）の実施する評価を受けることが義務付けられています。（学校教育法第〇〇条、第〇〇条及び学校教育法施行令第40条）</p>	<p>はじめに</p> <p>(2段落目) 国・公・私立大学（短期大学を含む。）及び高等専門学校は、その教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況に関し、7年以内ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関（認証評価機関）の実施する評価を受けることが義務付けられています。（学校教育法第69条の3第2項、第70条の10及び学校教育法施行令第40条）</p>	<p>学校教育法等の一部改正による条文のずれを修正した。</p>